八雲町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年 (2019年) 10月1日より指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 は5 年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、 「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から<u>5年間</u>となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日~平成11年3月31日	令和元年9月30日~令和2年9月29日(1年)
平成11年4月1日~平成15年3月31日	令和元年9月30日~令和3年9月29日(2年)
平成15年4月1日~平成19年3月31日	令和元年9月30日~令和4年9月29日(3年)
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和元年9月30日~令和5年9月29日(4年)
平成25年4月1日~令和元年9月30日	令和元年9月30日~令和6年9月29日(5年)

対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、<u>事前に郵送にて通知をします。</u>なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- ●更新申請に必要な書類
- 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)
- ・機械器具調書(様式第1号裏面)
- ・給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第6号)(給水装置工事主任技術者免状または給水装置工事主任技術者証の写し)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・定款及び登記簿謄本または登記事項証明書(法人)
- ・住民票の写し(個人)
- ●指定更新手数料 10.200円
- ※上記のほかに、事業者の講習会等の受講状況、事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)、主任技術者の研修会の受講状況、技能を有する者の従事状況の4項目について確認します。

◇更新申請についてのお問い合せは 環境水道課水道係 電話 0137-63-2020 能石総合支所 地域振興課建設水道係 電話 01398-2-3111